

地方分権の推進についての主な動き

[H5]	6/3.4	地方分権の推進に関する決議（衆参）	[H20]	5/28	地方分権改革推進委員会「第1次勧告」
[H7]	5/15	<u>地方分権推進法成立</u>		12/8	地方分権改革推進委員会「第2次勧告」
[H8]	12/20	地方分権推進委員会		6/16	第29次地方制度調査会答申
	～	第1次勧告～第4次勧告			「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」
[H9]	10/9	・機関委任事務制度の廃止等 ・事務区分、国地方関係調整ルール等 ・地方事務官・係争処理手続等		10/7	地方分権改革推進委員会「第3次勧告」
[H10]	5/29	「地方分権推進計画」閣議決定		11/9	地方分権改革推進委員会「第4次勧告」
	11/19	地方分権推進委員会第5次勧告		11/17	地域主権戦略会議設置
[H11]	3/26	「第2次地方分権推進計画」閣議決定		12/15	「地方分権改革推進計画」閣議決定
	7/8	<u>地方分権一括法成立</u>			・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
[H12]	4/1	地方分権一括法施行			・国と地方の協議の場の法制化
[H13]	7/3	地方分権改革推進会議発足			・今後の地域主権改革の推進体制
[H14]	3/28	改正地方自治法成立（3/30公布）	[H22]	6/22	「地域主権戦略大綱」閣議決定
		・直接請求制度の見直し等	[H23]	4/28	<u>第1次一括法（義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（41法律））成立</u> （5/2公布）
	10/30	地方分権改革推進会議意見			国と地方の協議の場に関する法律成立（5/2公布）
		・事務・事業の在り方に関する意見			改正地方自治法成立（5/2公布）
[H15]	6/6	改正地方自治法成立（6/13公布）		8/26	第2次一括法（基礎自治体への権限移譲（47法律）・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（160法律））成立（8/30公布）
		・指定管理者制度の導入等			・議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲拡大、行政機関の共同設置等
[H16]	5/19	改正地方自治法成立（5/26公布）	[H24]	8/29	地方自治法の一部を改正する法律成立（9/5公布）
		・地域自治区の創設等			・地方議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等
[H17]	12/9	第28次地方制度調査会答申		11/30	「地域主権推進大綱」閣議決定
		「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」	[H25]	3/8	地方分権改革推進本部設置
[H18]	2/28	第28次地方制度調査会答申		6/7	<u>第3次一括法（義務付け・枠付けの更なる見直し（74法律））成立</u> （6/14公布）
		「道州制のあり方に関する答申」		6/25	第30次地方制度調査会答申
	5/31	改正地方自治法成立（6/7公布）			「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」
		・出納長・収入役の廃止、地方六団体への情報提供等			
	6/7	地方分権の推進に関する意見書提出（地方六団体）			
	7/7	「骨太の方針2006」閣議決定			
		・地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。			
	12/8	<u>地方分権改革推進法成立</u> （12/15公布）			
[H19]	4/1	地方分権改革推進法施行			

地方分権一括法（平成 11 年）以降の地方議会に関する制度改正の概要①

地方制度調査会答申		地方自治法改正	
第 26 次「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」（平成 12 年 10 月 25 日）	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者や地域・職域を代表する者等を審議に直接参加させる仕組みを設けることも今後の検討課題とすべき 	平成 11 年	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定権の拡大 ・百条調査権の対象拡大 ・議案提出要件及び修正動議の発議要件の緩和 ・議員定数の法定定数の廃止（条例制定数制度の導入） ・議員定数の人口区分の大括り化と上限数の設定
		平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・国会に対する地方議会の意見書の提出 ・政務調査費制度の創設 ・常任委員会の数の制限の廃止
		平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・議員派遣制度の創設
		平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会の招集回数数の自由化
第 28 次「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（平成 17 年 12 月 9 日）	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止すべき ・委員会の委員を、閉会中など一定の場合に、委員会条例により議長が指名することで選任できるようにすべき ・議案提出権について、委員会にも認めるべき ・学識経験者等が議案を調査・報告できることとすべき ・会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべき ・専決処分の要件の明確化を図るべき ・必要と認めるときに必ず臨時会が開かれる担保が必要 ・法定受託事務の議決事件の追加について、引き続き検討 ・議員定数の法定上限を撤廃することについて、引き続き検討 ・勤労者が立候補・議員活動できる環境整備、議員と他団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題 ・議員を「公選職」と位置づけるべきとの意見について、法的効果や政治活動と公務の関係等の論点があり、引き続き検討 ・小規模自治体においては会期制度を廃し、週 1 回夜間の会議開催など、規模に適した新たな議会制度を、今後検討すべき 	平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的事項に係る調査制度の創設 ・議長及び議員への臨時会の招集請求権の付与 ・委員会制度の改正（複数の常任委員会への所属制限の廃止、議案提出権の付与） ・専決処分の要件の明確化 ・電磁的記録による議事録作成の可能化
		平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活動の範囲の明確化 ・議員の報酬に関する規定の整備

地方分権一括法（平成 11 年）以降の地方議会に関する制度改正の概要②

地方制度調査会答申		地方自治法改正	
第 29 次「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」（平成 21 年 6 月 16 日）	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議員定数の決定は、各団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべき ・法定受託事務について議決事件の追加を認めるべき ・法定受託事務のうち議決事件の追加が適当でないと考えられるものに対する措置を検討していく必要 ・長期間の会期を設定し必要に応じて会議を開く方式など、弾力的な議会のあり方を促進すべき ・議会の招集権の議長への付与について、平成 18 年改正の議長の臨時会招集請求権の運用状況を見ながら、引き続き検討 ・長の調査権及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人を拡大すべき ・契約の締結等、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行より合理的な範囲内で拡大すべき ・住民訴訟の係属中に損害賠償・不当利得返還請求権を放棄することを制限する措置を講じるべき ・議会への実地検査権について、検査権や調査権の行使の状況も勘案しつつ、検討すべき ・勤労者の立候補に伴う休暇保障制度等について、議会活動を社会で支える意識の醸成に努めつつ、検討していくべき ・議員の位置付け等を法制化すべきとの意見について、議員活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係等を勘案しつつ、引き続き検討 	平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の法定上限の撤廃 ・議決事件の範囲の拡大 ・調査権等の対象法人拡大（地方自治法施行令改正）
	平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・通年会期制の導入 ・議長への臨時会招集権の付与 ・委員会に関する法定事項の簡素化 ・公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化 ・政務調査費から政務活動費への改正 ・議決事件とすることが適当でない法定受託事務の規定（地方自治法施行令改正） 	

地方分権一括法（平成 11 年）以降の地方議会に関する制度改正の概要③

地方制度調査会答申		地方自治法改正	
<p>第 31 次「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成 28 年 3 月 16 日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長の議会招集権を必要に応じて活用すべき ・ 基幹的な計画等を議決事件に追加する等の取組を積極的に進めるべき ・ 議会による予算修正権の拡大については慎重に検討 ・ 議会が決算認定せず、その理由を示した場合、長が説明責任を果たす仕組みを設けるべき ・ 議会事務局体制強化、議会図書室の機能向上すべき ・ ICT を積極的に活用し情報発信等の充実を図るべき ・ 公聴会、参考人、専門的事項に係る調査制度等の積極的活用により意思決定過程への住民参加を進めるべき ・ 議員の位置付け等を法制化すべきとの意見について、議員活動の実態を踏まえ、引き続き検討 ・ 議員活動の透明性確保のための取組を進めるべき 	<p>平成 29 年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備